

発議案第11号

議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年12月16日提出

提出者 富津市議会議員 福原敏夫

賛成者 同 岩崎剛久

同 佐久間 勇

富津市議会議長 鈴木幹雄様

提案理由

議会改革を行うために富津市議会改革推進研究会を設置し、調査研究及び協議を重ねてきた。その結果の意をくみ、昨今の社会情勢や本市の厳しい財政状況等に鑑み、自らが財源確保に取り組む姿勢を示すべく、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間、議員報酬月額の20パーセントを減額するため、条例を制定するものである。

## 議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）第2条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間において、同条の規定による議員報酬の月額から、それぞれその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。